

ID: 21-3

担当部署: 町民生活課

処分の概要	手数料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	村田町手数料徴収条例 第6条第1項及び第2項
例 規 番 号	平成12年条例第8号

【基準】

第6条の規定による。

(手数料の減免)

第6条 次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により取り扱うもの
- (2) 官公吏が職務上必要で請求したもの
- (3) 公費の援助を受け、又は扶助を受けるために必要なもの
- (4) 住民票記載事項証明のうち公的年金受給に係るもの
- (5) 視覚に障害がある者で、盲導犬(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項の規定による盲導犬をいう。)の使用者証を有するものの請求に係る第2条第7号から第10号までに定める手数料

- 2 行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員(同法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。)又は村田町個人情報保護審査会条例(令和5年村田町条例第2号)第1条に規定する村田町個人情報保護審査会が、別表に規定する手数料に関して特に免除する必要があると認めるときは、手数料の額の全部又は一部を減免することができる。
- 3 前項の規定により手数料の額の減免を受けようとするものは、行政不服審査法第38条第1項又は第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減免を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は村田町個人情報保護審査会に提出しなければならない。

標準処理期間	10日
---------------	-----

備考**【共通担当部署】**

総務課

税務課

町民生活課

設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日
------------------	----------	----------------------	----------

